

自治体法務入門研修 実施要領

- 1 目的 業務上の課題等を法に基づいて考え判断する能力など、これからの自治体職員に必要なとされる法務を習得する。
- 2 対象 全職員
- 3 定員 48人
- 4 日程 令和4年7月29日(金)
 ※事前に撮影された動画視聴による研修となります。講師は来場しません。
 ※7月25日から7月29日の期間中はWeb上の研修動画視聴による受講も可能です。
 7月29日に研修会場にお越しにならない方は推薦書の提出は不要です。
 動画視聴用のURLは後日人事研修担当者にお知らせします。
- 5 会場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室(高知市本町4丁目1-35)
- 6 持参物 「地方自治小六法」及び職場でお使いの名札
 ※「地方自治小六法」は、憲法、地方自治法、行政不服審査法等の条文を確認するために利用します。条文が確認できれば、携帯電話、タブレットでの代用も可能です。

カリキュラム		時間	講師
9:30	1 「自治体法務」を学ぶ意味 ・自治体法務とは何か ・法と政策 2 自治体の事務と自治体法務 ・自治体の事務と再配分 ・条例制定権 ・自治体と法令解釈権 ・国と自治体 3 自治体行政と住民 ・行政手続と住民 ・住民参加とまちづくり ・自治体と情報 ・自治体政策の実効性確保とその手段 ・自治体行政と財産権の制約 4 自治体をめぐる紛争の解決 ・自治体をめぐる紛争解決の手段 ・行政事件訴訟法の改正とその特徴 ・国家賠償 ・住民訴訟	6.0	中央大学 法学部 教授 橋本 基弘 (はしもと もとひろ) [略歴] 1959年生まれ。1989年中央大学大学院法学研究科 公法専攻博士後期課程単位取得。1991年県立高知女 子大学(現県立大学)講師。同大学助教授、教授を経て 2004年から中央大学教授。2009年10月より2013年 10月まで同大学法学部長、2014年11月から同大学 副学長。2017年11月から学校法人中央大学常任理 事。 [専門分野] 公法学 [著書] ○「憲法の基礎」(北樹出版) ○「近代憲法における団体と個人」 (不磨出版) ○「プチゼミ憲法<1>(人権)」 (法学書院) ○「よくわかる地方自治法」 (ミネルヴァ書房) ほか
16:30			

<担当者から>

「自治体法務って何?」と思ってませんか?

自治体職員として知っておくべき必要最低限の法律等の基礎を学べます。

受講生からは「事例がわかりやすく、日々の業務の目的と根拠を改めて見つめなおし深く理解することにつながった」と好評です。

また、「適正な手続を踏み説明責任を果たす意識が高まった」との声もありました。

こうち人づくり広域連合 担当:高橋 由人
 高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
 TEL : 088-873-0333
 FAX:088-872-7716
 E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
 HP : http://www.kochi-hitozukuri.or.jp